

千葉興業銀行・損害保険ジャパン [波浪デリバティブ] 日本初、波のリスクを補償

編集部

波が高すぎて船が出せなかったり、逆に入港できず、取ってきた魚が売れないなどの損失が出た場合、その一部を補てんします——。千葉興業銀行と損害保険ジャパンは共同で「波浪デリバティブ」を開発、2004年3月22日から販売を始めました。

顧客のニーズに合わせて商品設計

気温や降雨量、風速などを対象にした天候デリバティブは一般的になっていますが、波を対象とするのは日本で初めてです。主な販売先は千葉県などの水産業界や海水浴客、釣り舟などを見込んだ観光・宿泊関連業界です。波浪デリバティブの仕組みは次のようなものです。例えば、銚子港で漁業を営む企業が、6月から8月までの3カ月間を補償期間とし、100万円のオプション料を払い込みますと、犬吠埼灯台が「波浪階級4」（かなり波がある＝1.25メートルを超え2.5メートルまで）を観測する日が、免責日数の28日を超えた場合、1日につき50万円（支払い限度は20日分、1,000万円）の補償を受けられます。

千葉興銀や損保ジャパンでは、他の都道府県でもニーズがあれば、オプション料50万円から、顧客のニーズに合わせて商品を開発するとしています。

デリバティブは保険と違い、損害を証明する査定作業などは必要としません。データによって結果が機械的に出てきますので、契約期間が過ぎたあと、すぐに補償金が支払われるのが特徴です。従って、企業は被る被害を早期に平準化できます。

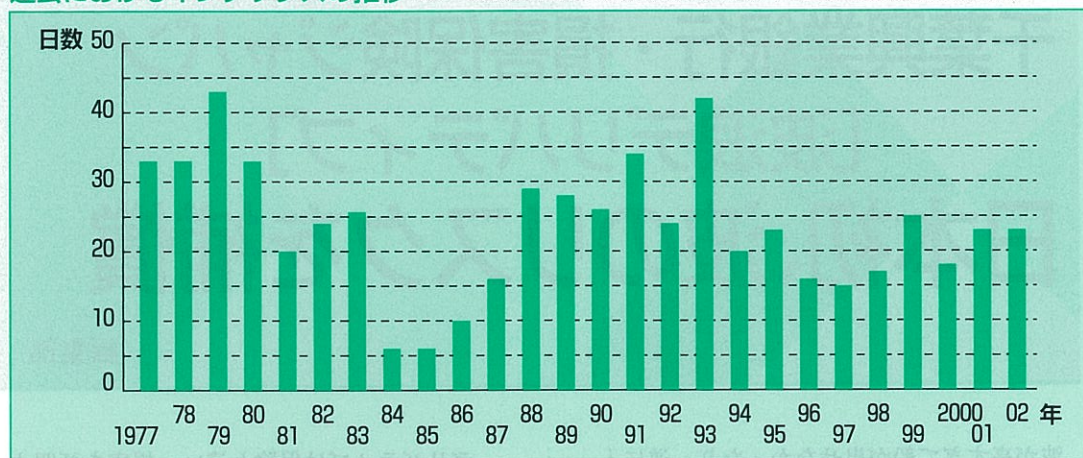
補償対象となる期間は顧客の要望に応じて自由に設計することが可能です。ただ、補償期間の2週間前までに申し込む必要があります。魚種によって解禁日が異なったり、どの観測所のデータを使うかなどは、顧客の要望に合わせて自由に設計ができるようになっています。

データと実際では多少のギャップ

対象となる観測地点は、海上保安庁が灯台で波浪を観測している全国30地点です。波浪階級は「0」から「9」までであり、支払い条件の波浪階級「4」以上が観測された日が、所定の免責日数を上回った場合に支払われる仕組みです。

波浪階級の「4」はシケで海が相当荒れる状態ですが、風がどの方向へ吹いているかによって出漁が可能になる場合もあるそうです。漁師の長年の経験上から得た直感と気象データとは必ずしも一致せず、波の高さと営業日

過去におけるインデックスの推移 (6～8月の92日間に犬吠埼灯台波浪階級「4」以上が観測された日数)



波浪階級表

波浪階級	波浪階級の説明	波の高さ (単位:メートル)
0	鏡のようになめらかである。	
1	さざ波がある。	0を超えて0.1まで
2	なめらか、小波がある。	0.1を超えて0.5まで
3	やや波がある。	0.5を超えて1.25まで
4	かなり波がある。	1.25を超えて2.5まで
5	波がやや高い。	2.5を超えて4まで
6	波がかなり高い。	4を超えて6まで
7	相当荒れている。	6を超えて9まで
8	非常に荒れている。	9を超えて14まで
9	異常な状態。	14を超える

数とは完全にリンクしないこともあり得るわけですが、この逆もあるかもしれません。

波浪デリバティブを開発した両社はこの点を警戒し、半年かけて気象データと実際の営業の相関関係を調べた結果、多少のギャップはあるものの、90%程度はリンクしているとの結論に達し、商品化にこぎつけたとしています。過去のデータで勝負する確率の世界ともいえますが、あくまで、異常気象に対応した商品ということです。

漁獲共済の上乗せ商品に

波浪デリバティブの商品開発のきっかけとなったのは、千葉興銀の顧客からの問い合わせ

せでした。「漁獲した魚がシケで港へ入港できず、魚を水揚げできなかった場合のリスクを補償する手立てはないものか」というものです。波浪のリスクヘッジにマーケットがあると見込んで商品開発に踏み切りました。

漁船の出港、入港ができない場合と波浪階級「4」との相関が高いと分析し、金融商品として成立させたとしています。

漁業者には漁獲共済もありますが、「波浪デリバティブはの上乗せ商品となるリスクヘッジ商品」と位置づけています。いまのところ契約に至るケースはまだありませんが、問い合わせが多く寄せられているので「手応えは十分」としています。